



発行 新潟県

**第 99 号**

令和 6 年 12 月 20 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 66 新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（防災企画課）

告 示

- 1340 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健総務課）
- 1341 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 1342 まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（水産課）
- 1343 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1344 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1345 公共測量の実施通知（監理課）
- 1346 公共測量の実施通知（監理課）
- 1347 公共測量の終了通知（監理課）
- 1348 公共測量の終了通知（監理課）
- 1349 公共測量の終了通知（監理課）
- 1350 公共測量の実施通知（監理課）
- 1351 道路の区域変更（道路管理課）
- 1352 道路の供用開始（道路管理課）
- 1353 道路の区域変更（道路管理課）
- 1354 道路の供用開始（道路管理課）
- 1355 道路の区域変更（道路管理課）
- 1356 道路の供用開始（道路管理課）

新潟海区漁業調整委員会指示

- 1 水産動植物の採捕禁止（新潟海区漁業調整委員会）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

規 則

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年12月20日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第66号**

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(登山活動団体) <b>第4条</b> 条例第2条第3項の規則で定めるものは、 公益社団法人日本山岳ガイド協会及び株式会社ヤ マップとする。	(登山活動団体) <b>第4条</b> 条例第2条第3項の規則で定めるものは、 公益社団法人日本山岳ガイド協会とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**◎新潟県告示第1340号**

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年12月20日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
歯科斎藤医院	長岡市寺泊北曾根 2167-1	所在地	長岡市寺泊北曾根 字大溜2167-1	長岡市寺泊北曾根 2167-1	令和6年10月1日

**◎新潟県告示第1341号**

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年12月20日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大手薬局中央店	見附市本町1丁目1番34号	令和6年11月30日

**◎新潟県告示第1342号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花角 英世

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和7

管理年度(令和7年1月1日から12月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

## 1 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まあじ漁業	現行水準

## 2 まいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まいわし漁業	現行水準

## 3 かたくちいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県かたくちいわし漁業	50,000トンの内数

## 4 うるめいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県うるめいわし漁業	46,000トンの内数

## ◎新潟県告示第1343号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和6年12月20日

新潟県三条地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
三条市 三条土地改良区	三条土地改良区	維持管理事業	変更	令和6年12月4日	第48条

## ◎新潟県告示第1344号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県管区画整理・農道整備・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和6年12月23日から令和7年1月27日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	向田地区(全換地区)	換地計画書の写し	糸魚川市役所

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

**◎新潟県告示第1345号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(3級水準測量、数値図化)
  - 2 作業期間 令和6年10月25日から令和7年2月25日まで
  - 3 作業地域 新潟県南魚沼市山口 地内
- 

**◎新潟県告示第1346号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(数値図化)
  - 2 作業期間 令和6年9月30日から令和7年2月28日まで
  - 3 作業地域 新潟県長岡市黒津町、高見町他 地内
- 

**◎新潟県告示第1347号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
  - 2 作業期間 令和6年7月10日から令和6年11月29日まで
  - 3 作業地域 新潟県魚沼市、南魚沼市
- 

**◎新潟県告示第1348号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(県営防災重点ため池事業 坂田新池地区 用地測量)
  - 2 作業期間 令和5年10月10日から令和6年3月29日まで
  - 3 作業地域 新潟県柏崎市西山町坂田地内
- 

**◎新潟県告示第1349号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
  - 2 作業期間 令和6年4月8日から令和6年10月30日まで
  - 3 作業地域 新潟県上越市
- 

**◎新潟県告示第1350号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（国有財産等調査事業 柏崎地区 用地測量）
- 2 作業期間 令和6年11月1日から令和6年12月23日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市剣野町 地内

#### ◎新潟県告示第1351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市塚野目三丁目1672番1から	新	11.3～15.2メートル	28.0メートル
同市塚野目三丁目1669番8まで	旧	10.3～15.2メートル	28.0メートル

#### ◎新潟県告示第1352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間  
三条市塚野目三丁目1672番1から同市塚野目三丁目1669番8まで
- 3 供用開始の期日 令和6年12月20日

#### ◎新潟県告示第1353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 広神小出線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市七日市字下原404番3から	新	7.6～13.4メートル	126.3メートル
同市七日市字下原342番3まで	旧	6.2～13.4メートル	126.3メートル

◎新潟県告示第1354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 広神小出線
- 2 供用開始の区間 魚沼市七日市字下原404番5から同市七日市字下原342番3まで
- 3 供用開始の期日 令和6年12月20日

◎新潟県告示第1355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市宮中字石名平己3250番から	新	5.0～42.0メートル	224.7メートル
同市宮中字石名平己3242番14まで	旧	3.7～27.6メートル	224.7メートル

◎新潟県告示第1356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間 十日町市宮中字石名平己3250番から同市宮中字石名平己3242番14まで
- 3 供用開始の期日 令和6年12月20日

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については、適用しない。

令和6年12月20日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土 屋 貞 男

- 1 禁止海域 次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

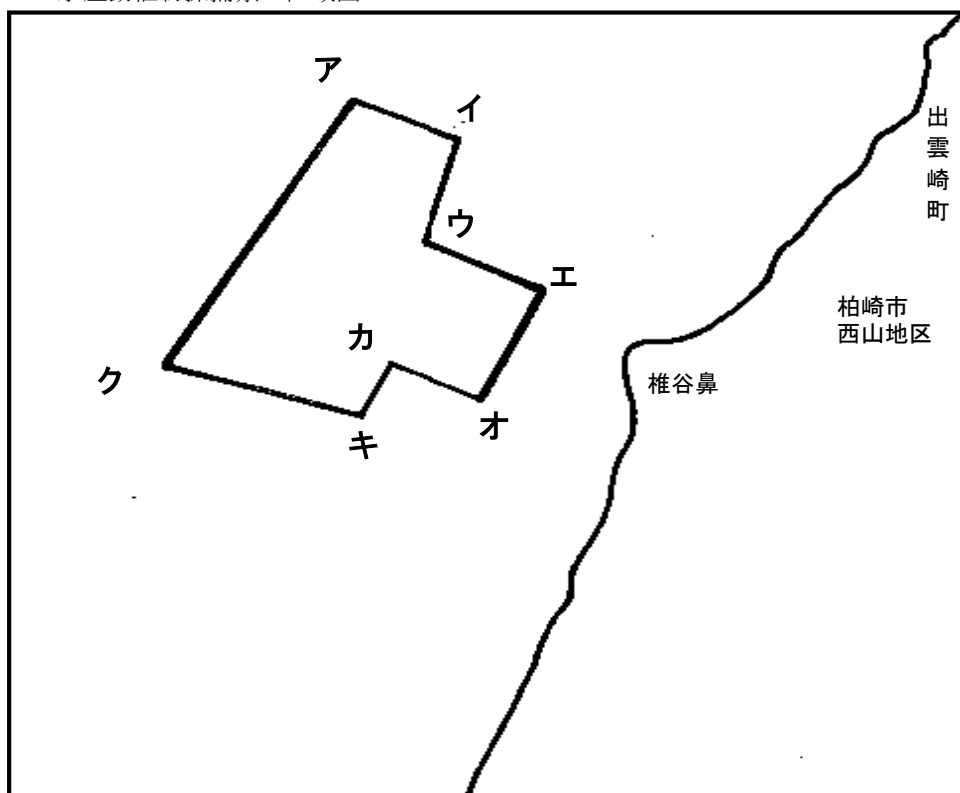
- 点ア 北緯37度30.879分、東経138度35.069分の点  
点イ 北緯37度30.610分、東経138度35.789分の点  
点ウ 北緯37度29.880分、東経138度35.589分の点  
点エ 北緯37度29.460分、東経138度36.489分の点  
点オ 北緯37度28.580分、東経138度35.989分の点  
点カ 北緯37度28.930分、東経138度35.309分の点  
点キ 北緯37度28.530分、東経138度35.009分の点  
点ク 北緯37度28.920分、東経138度33.559分の点

## 2 禁止期間

令和7年1月1日から令和8年12月31日まで

出雲崎地区広域型増殖場

水産動植物採捕禁止区域図



## 雑報

### 一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学2号館震災復旧工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月20日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称  
新潟県立大学2号館震災復旧工事
- (2) 工事の場所  
新潟市東区海老ヶ瀬471番地
- (3) 工事の仕様等  
仕様書、入札説明書及び工事図面、数量計算書、設計書による。
- (4) 工事期間  
契約の日から令和7年3月31日（月）まで

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

## (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

## ア 交付期間

令和6年12月20日(金)から令和6年12月23日(月)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

## イ 交付場所

新潟県立大学総務財務部総務課  
(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

## (2) 入札説明書に関する問合せ等

## ア 問合せ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面(本入札説明書に定める様式に限る。)を、ウに定める問合せ先に直接持参又はファクシミリによる送信の方法で提出すること。

## イ 問合せ受付期間

令和6年12月20日(金)から令和6年12月23日(月)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

## ウ 問合せ先

新潟県立大学総務財務部総務課 ファクシミリ番号 025-270-5173

## エ 回答方法

本入札説明書を交付した者に対して、令和6年12月24日(火)までに、質問の内容及び回答をファクシミリにより通知する。

## 3 入札執行の日時及び場所

## (1) 日時 令和6年12月26日(木) 午後1時30分

## (2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学コモンズ3号館5401大会議室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6・7年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿の建築工事一式に登録されている者であること。

(3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 令和6年12月20日(金)から令和6年12月24日(火)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部総務課

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人による持参または郵送とする。(郵送の場合は、書留に限る。令和6年12月24日(火)午後5時15分必着)

エ 提出書類及びその部数

競争入札参加資格確認申請書 1部

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書



面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和6年12月25日(水) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

#### 6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 7 入札の方法

(1) 入札は、次のいずれかの方法によること。

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は1回を限度とする。

#### 9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

#### 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

#### 11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

#### 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

#### 13 契約書及び契約条項

「建設工事請負契約書(案)」のとおりとする。

#### 14 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) 工事期間の変更協議

契約締結後、やむを得ない事由により1(4)に定める工事期間の変更が必要となった場合には、別途協議に応じるものとする。

(4) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。